

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等については、「緊急事態宣言発令後の出勤回避等の取組について」(令和3年4月23日付け総行公第35号・総行女第22号)(別添1)において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)及び同法第31条の4第1項の規定に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)の都道府県に対して、感染症対策の趣旨を踏まえ、各団体の状況に応じた目標を設定した上で計画的に取り組むとともに、当該目標に基づく取組状況についてフォローアップを行っていただくよう要請したところです。

こうした中、令和3年5月7日に、緊急事態措置を実施すべき区域及び期間並びにまん延防止等重点措置を実施すべき区域及び期間の変更が公示されました。また、同日変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)(別添2)においては、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の7割削減の取組に関し、政府は、「経済団体に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」とされたところです。

これに関連して、令和3年5月12日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各都道府県に対し、「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」(令和3年5月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)(別添3)が発出されました。この中で、緊急事態措置区域及び重点措置区域に限らず、各都道府県は、基本的対処方針の趣旨に十分留意の上、関係する経済団体及び企業等に対し、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を積極的に公表し、取組を促進するよう周知・働きかけを行うとともに、自ら積極的に取り組む旨が示されています。

つきましては、各地方公共団体におかれては、基本的対処方針や本事務連絡の趣旨を踏まえ、出勤者数の削減に関する実施状況の公表に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

出勤回避の取組にあたっては、テレワークが有効な手段となります。テレワークについては、導入を検討している団体が導入の参考にできるよう、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」の送付について」（令和3年4月23日付け事務連絡）（別添4）により、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」を発出しております。この手引きでは、先進事例を踏まえた導入の手順や活用手法等を紹介するとともに、できることからまずやってみる「スモールスタート」を推奨していますので、今次の出勤抑制の方策としても、ぜひ積極的にご活用ください。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（中略）

（3）まん延防止

4）職場への出勤等

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。

（中略）

② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

③ 政府は、上記①に示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。さらに、経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。

（中略）

8）重点措置区域における取組等

① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の変向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染

拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述 9) に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

(中略)

- ・ 事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう働きかけること。

(中略)

- 9) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等
- ① 都道府県は、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、後述③等のとおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

(中略)

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。